

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡淀江町大字本宮字込平二 四八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月五日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十七号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次

のように改正する。

別表の二の表白兔養護学校の項、倉吉養護学校の項及び米子養護学校の項中「四〇人」を「四五人」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

平成八年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の要項により実施する。

平成七年十二月五日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

平成八年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

一 高等部

(1) 募集生徒数

普通科 10人

保健医療科 10人

(2) 出願資格を有する者

視覚障害者の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平

成8年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、視力等の証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成8年2月13日(火)から同月19日(月)まで(日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、同月16日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

ウ 受付時間

9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成8年3月4日(月)9時から16時30分まで(受付は、8時30分から9時までとする。)

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

普通科 国語、社会、数学、理科及び英語
保健医療科 国語及び社会

(筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成8年3月6日(水)12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265 電話0857-23-5441)に問い合わせること。

2 専攻科

(1) 募集生徒数

医療科 10人

(2) 出願資格を有する者

視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は

平成8年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、当該学校の卒業(見込み)証明書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校に提出するものとする。

イ 出願期間

平成8年2月13日(火)から同月19日(月)まで(日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、同月16日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

ウ 受付時間

9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時
平成8年3月4日(月) 9時から16時30分まで(受付は、8時30分から9時までとする。)

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

国語、理科、数学及び英語(ただし、盲学校の保健医療科を卒業した者において、数学又は英語のいずれかを願い出によって保健医療に代えることができる。)

(筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成8年3月6日(水)12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、専攻科の生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。

鳥取県教育委員会第二十九号

平成八年度鳥取県立鳥取盲学校高等部生徒募集要項の要項により実施する。

平成七年十二月五日

鳥取県教育委員会委員長 大石 徹

平成8年度鳥取県立鳥取盲学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 10人

産業工芸科 10人

被服科 10人

2 出願資格を有する者

視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の中で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成

8年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立高等学校長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオーソグラフィ(測定したものかなければ、鳥取県立高等学校で測定する。)を添えて鳥取県立高等学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成8年2月13日(火)から同月20日(火)まで(日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、同月17日(土)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

(4) 受付場所

鳥取県立高等学校

(5) その他

鳥取県立高等学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成8年3月8日(金)10時から15時まで(ただし、9時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取県立高等学校

(3) 学力検査実施教科
国語及び数学

(4) その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

6 合格者の発表

平成8年3月18日(月)10時に鳥取県立高等学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取県立高等学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取県立高等学校で交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取県立高等学校(岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031)に問い合わせること。

鳥取県立高等学校長室

〒680-0101 鳥取県岩美郡国府町宮下1261

平成7年11月14日

鳥取県立高等学校長 大 石 健

平成8年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

| | | | |
|--------|-----|---------------|--------|
| 白兎養護学校 | 普通科 | 単一学級10人 | 重複学級7人 |
| 倉吉養護学校 | 普通科 | 単一学級10人 | 重複学級8人 |
| 米子養護学校 | 普通科 | 単一学級10人 | 重複学級8人 |
| 皆生養護学校 | 普通科 | 20人(重複学級を含む。) | |

| | |
|--|---|
| <p>2 出願資格を有する者</p> <p>白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校の単一学級にあっては精神薄弱の程度が、皆生養護学校にあっては肢体不自由（重複障害を含む。）の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者（白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校の重複学級にあっては、精神薄弱の程度が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者）で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成8年3月に卒業する見込みの者</p> <p>(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者</p> <p>3 出願方法</p> <p>(1) 出願手続</p> <p>ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して各志願学校長に提出しなければならない。</p> <p>イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて各志願学校長に提出するものとする。</p> <p>(2) 出願期間</p> <p>ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校</p> <p>平成8年2月14日（水）から同月16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同月15日（木）までの消印のあるものに限る、受け付ける。</p> <p>イ 皆生養護学校</p> <p>平成8年2月13日（火）から同月15日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同月14日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間</p> <p>9時から17時まで</p> <p>(4) 受付場所</p> | <p>各募集学校</p> <p>(5) その他</p> <p>各募集学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜方法</p> <p>入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。ただし、皆生養護学校にあっては、これらと学力検査の結果により行うものとする。</p> <p>5 面接の日程等</p> <p>(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校</p> <p>ア 面接</p> <p>ア 日時</p> <p>平成8年2月21日（水）10時から15時まで（ただし、9時30分までに集合すること。）</p> <p>(1) 場所</p> <p>各志願学校</p> <p>(2) 皆生養護学校</p> <p>ア 学力検査</p> <p>ア 日時</p> <p>平成8年2月21日（水）10時15分から（ただし、10時までに集合すること。）</p> <p>(1) 場所</p> <p>皆生養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科</p> <p>国語及び数学</p> <p>イ 面接</p> <p>学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>6 合格者の発表</p> <p>平成8年2月23日（金）12時（皆生養護学校にあっては、平成8年2月28日（水）</p> |
|--|---|

12時)に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

(2) 生徒の募集に関する説明会を、各募集学校において次の日時に開催する。

白兔養護学校 平成8年2月5日(月) 10時から

倉吉養護学校 平成8年2月5日(月) 10時から

米子養護学校 平成8年2月5日(月) 10時から

皆生養護学校 平成8年2月6日(火) 13時30分から

(3) 入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

(ア) 期間

平成8年2月5日(月)から同月16日(金)まで(日曜日、第2土曜日及び

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」

という。)を除く。ただし、倉吉養護学校については、日曜日及び同月13日(火)

を除く日とする。)

(イ) 時間

9時から17時まで

イ 皆生養護学校

(イ) 期間

平成8年2月6日(火)から同月15日(木)まで(日曜日、第2土曜日及び

休日を除く。)

(イ) 時間

9時から17時まで

(4) 生徒の募集に関し不明なことは、次の各募集学校に問い合わせること。

白兔養護学校(〒689-02 鳥取市伏野1550-1 電話0857-59-0585)

倉吉養護学校(〒682 倉吉市長坂新町1231 電話0858-28-3500)
 米子養護学校(〒689-35 米子市蚊屋343 電話0859-27-3411)
 皆生養護学校(〒683 米子市東福原1401-1 電話0859-22-6571)

8 再募集

白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校においては、合格者が募集定員に満たない場合は、次のとおり再募集を実施する。

(1) 出願期間

平成8年2月26日(月)から同月28日(水)までとする。ただし、郵送による場合は、同月27日(火)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(2) 受付時間

9時から17時まで

(3) 面接の日程

平成8年3月1日(金)10時30分から(ただし、10時までに集合すること。)

(4) 合格者の発表

平成8年3月2日(土)12時に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(5) その他

ア 再募集に係る入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

(ア) 平成8年2月26日(月)から同月28日(水)まで

(イ) 9時から17時まで

イ その他再募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成 7 年 12 月 5 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 平成 8 年 1 月 19 日（金）午前 10 時から正午まで
 - (2) 実地試験 平成 8 年 1 月 19 日（金）午後 1 時から
- 2 試験の場所
 - (1) 学科試験 倉吉市東蔵城町 2 鳥取県中部総合事務所
 - (2) 実地試験 倉吉市東蔵城町 2 鳥取県倉吉保健所
- 3 受験資格を有する者
 - (1) ふぐ処理師試験

平成 8 年 1 月 19 日現在において、年齢 18 歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 5 条第 11 号若しくは第 13 号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に 2 年以上従事しているもの
 - (2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 2 条に規定する調理師
- 4 試験科目
 - (1) ふぐ処理師試験
 - ア 衛生関係法規
 - イ 公衆衛生学

- ウ 食品衛生学
- エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）
- (2) ふぐ調理師試験
 - ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
 - イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
 - ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）
- 5 受験願書の受付期間

平成 8 年 1 月 5 日（金）から同月 9 日（火）まで
- 6 受験願書の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）に提出すること。
- 7 受験願書の添付書類
 - (1) ふぐ処理師試験
 - ア 履歴書
 - イ 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - ウ 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので名刺型のもの）
 - エ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に 2 年以上従事している旨の所轄保健所の長の証明書
 - (2) ふぐ調理師試験
 - ア 履歴書
 - イ 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので名刺型のもの）
 - ウ 調理師免許証の写し
- 8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、8,940円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 試験当日の携行品

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

平成8年1月31日(水)に所轄保健所に掲示する。

11 その他

(1) 受験願書及び履歴書の用紙は、所轄保健所において交付する。

(2) 試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。